

労働・助成金情報 特急便

第 75 号 (2018 年 11 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

前回に続き出産育児に関するお話です。今回は給付金についてです。

<社会保険>

◆ 出産育児一時金

被保険者が出産したときは出産育児一時金。被扶養者が出産したときは家族出産育児一時金として、1児ごとに42万円が支給されます。(双子の場合、84万円が支給)

◆ 出産手当金

出産のため仕事を休み、給与を受けられない時に支給される女性だけが申請できる給付です。

支給額

一日につき直近12ヶ月間の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2が受けられます。出産手当金の額より少ない給料を受けている場合は、差額が支給されます。

家族出産育児一時金は専業主婦でも、配偶者が社会保険に加入していれば受け取ることができます。しかし、出産手当金は社会保険に加入している女性だけが受け取ることができます。

<雇用保険>

◆ 育児休業給付金

1歳に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受け取ることができます。

※両親が取得する場合は1歳2カ月。保育所等に入所できない場合は最長2歳まで。

受け取れる被保険者は・・・

◇ 育児休業開始日前の2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上ある。

◇ 育児休業期間中の1か月ごとに、休業開始前の1か月あたりの賃金の8割以上の賃金が支払われていない。

◇ 就業している日数が1か月毎の期間が10日以下である。

※有期契約労働者は、休業開始時に同一の事業主の下で1年以上雇用が継続しており、子が1歳6カ月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでないことが含まれます。

支給額

育児休業を開始した日から1か月毎の期間支給額

$$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\% \text{ (休業開始から} \\ \text{6カ月経過後は50\%)}$$

ママだけが育児休業を取ると1歳までの約10ヶ月間が給付になりますが、パパと一緒に取ると1歳2カ月まで育児休業を取ることができる為、1年間給付金を受け取ることができます。

さらに・・・(裏面へ)

6カ月後からは50%になりますが、夫婦2人でパパ・ママ育休プラス制度を上手に利用すると1年間67%の給付が可能です！！パパ・ママ育休プラスは両親の育児休業期間が重複することも可能で、逆に両親の育児休業期間が連続している必要もありません。

職場復帰をしても、子どもの保育所行事や病気などがあり何かと休まなくてはいけない場合があります。そんな時には、子の看護休暇・育児目的休暇あります。この休暇は、男性女性ともに取得できます。

◆ 子の看護休暇

小学校就学前までの子を養育する労働者は、年5日(2人以上の場合は年10日)。1日または、半日単位で取得できる。

◆ 育児目的休暇

小学校就学の始期になるまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇です。

※失効年次有給休暇の積立制度を育児目的として使用できる

【例】

- ・妻の出産時
- ・入園式などの行事参加
- ・子の予防接種を受けに行く

女性だけでなく男性も育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組めるよう、事業主に向けての助成があります。

◆ 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、男性労働者に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に助成します。

【助成内容】

休業時

中小企業	取組及び育休1人目：57万円
大企業	取組及び育休1人目：28.5万円
2人目以降	10人までは日数により額が異なります。

目的休暇時

中小企業	28.5万円
大企業	14.25万円

他にも、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対して、

- ◇ 短時間勤務の措置(1日原則6時間)を講じることを事業主に義務付け
- ◇ 労働者が請求した場合、残業を制限

小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、

- ◇ 労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限
- ◇ 労働者が請求した場合、深夜の労働を制限